

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年6月13日 06時53分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島町神島南方沖 神島灯台から真方位171° 4.8海里付近 （概位 北緯34° 28.2′ 東経137° 00.1′）
インシデントの概要	交通船兼釣船 ^{なが} 永丸は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	交通船兼釣船 永丸、5トン未満（長さ5.65m） 243-18594三重、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力36.80kW、回転数毎分 3,500、4気筒、ボア78mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長1人が乗り組み、航行中、主機が停止して運航不能となり、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇により鳥羽市安楽島漁港にえい航された。 機関修理会社担当者は、本インシデント後、主機を調査したところ、燃料供給管の2次こし器で詰まりが発生しているのを認め、燃料供給が阻害されたと推察した。
分析	本船は、航行中、燃料供給管の2次こし器で詰まりが発生したことから、燃料が供給されずに主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、燃料供給管の2次こし器で詰まりが発生したため、燃料が供給されずに主機が停止したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料供給管のこし器は、詰まりが発生しないよう定期的に清掃又は交換を行うこと。